

より開かれた市政をめざして

情報公開制度 個人情報保護制度 スタートします

問い合わせ▶行政課

安城市情報公開条例

安城市個人情報保護条例

4月1日施行

情報公開制度

市が持つ情報の公開を求める権利を皆さんに約束するほか、情報の提供や公表を積極的に行う制度です。市の行う活動を明らかにし、市政に対する皆さんの理解と信頼を深め、公正で開かれた市政を進めます。

個人情報保護制度

市が行う個人情報の取り扱いについてルールを定めるとともに、自分の情報を確認したり、誤っている情報については訂正を求めたりすることができるようにしたものです。

一方で、市民や事業者の皆さんにも、個人情報の重要性を認識し、その保護に努めるようお願いするものです。

制度を実施する 機関（実施機関）

市長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長、水道事業、議会